

もり
大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業実施要領

第1 事業目的

大洲市の森林は、水源のかん養、山地災害の防止や保全、加えて二酸化炭素の吸収源としての公益的機能はもとより、地域の産業を支える木材の供給源として、市民にとって大切な地域資源である。

そして、市民生活においては、地域の環境に配慮した循環型社会の構築の重要性が叫ばれている現在、森からの恵みである再生産可能なこの木材資源をより良く活かすことが求められている。

そのためには、木材の最大の需要先である民間住宅に対して、木造住宅の建築を促進し木材の需要拡大を図ることが重要と考えられる。

そこで、市民等（以下「事業主体」という。）が、市内で生産された木材、又は製材品（以下「市産材」という。）を使用した在来工法による木造住宅の建築（以下「事業」という。）を行う場合に、その経費の一部を助成することにより、木造住宅建築を促進し、市産材の需要を喚起するとともに、関連する木材産業及び住宅関連産業等の振興を図り、もって林業の活性化及び森林の健全化を目指すものである。

第2 推進体制

市産材の円滑な利用を推進するため、大洲喜多地産地消の家づくり協議会（以下「協議会」という。）と連携するとともに、協議会の登録工務店等と協力し、市産材の利用促進を進める。

第3 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「登録工務店等」とは、協議会規約第3条第4項で登録された登録施工業者（以下「施工業者」という。）をいう。
- (2) 「市産材」とは、大洲市内で伐採され、大洲市、内子町、八幡浜市、伊方町、西予市、宇和島市、鬼北町、松野町及び愛南町（以下「南予」という。）の製材所等で生産された製材品をいう。
- (3) 「木造住宅」とは、施工業者が市産材を下表に掲げる主要部材にその材積の60パーセント以上使用して建築し、住宅部分の床面積が50平方メートル以上あるもので、店舗、事務所等と併用されている場合は、居住部分のみに係る木造住宅をいう。

主 要 部 材
土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、 梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木

- (4) 「在来工法」とは、住宅の構造を支える主要部材に木材を用いた軸組工法をいう。

第4 「市産材」の供給体制

(1) 市産木材の伐採確認

市産材としての確認を必要とする製材業者等が直接森林所有者あるいは素材生産業者等から市産木材を購入（事業主体からの市産木材の提供を含む。）する場合には伐採前に協議会へ連絡し、伐採現場の確認を受けるものとする。この場合、協議会は製材業者等の要請に応じて、伐採状況を確認のうえ市産木材伐採確認書（様式第1号）を発行するものとする。

(2) 市産木材の購入証明書

南予に事務所を置く原木市場は、市売りにおいて市産材を購入した製材業者からの要請に応じて、購入証明書（様式第2号）を発行するものとする。

(3) 市産材の納品証明

製材業者は、施工業者が必要とする市産材の安定的かつ確実な納品に努めるものとし、施工業者の要請に応じて、市産材納品証明書（様式第3号）により市産材の納品の証明を行うものとする。

第5 市産材木造住宅の建築

施工業者は、事業主体が必要とする市産材木造住宅の建築に努めるものとし、事業主体の要請に応じて、市産材木造住宅建築証明書（様式第4号）により市産材木造住宅の建築の証明を行うものとする。

第6 事業計画の承認申請

事業主体が補助金の交付を受けようとする場合は、原則として事業の着工前に事業計画承認申請書を提出し、承認を受けるものとする。

第7 補助金の交付決定通知

市長は、事業主体から補助金交付申請書の提出を受けたときは、申請書の内容を審査し、補助金交付決定を通知するものとする。

第8 事業の検査

完了検査の方法

検査員は、完了検査を実施するときは、市産材使用率計算書、市産材木造住宅建築証明書、市産材納品証明書、市産木材伐採確認書等により事業の適否を判定するものとし、適当と認めた場合は、検査調書（様式第5号）に検査復命書（様式第6号）を添付して、市長に報告するものとする。

第9 助成措置

市長は、本事業に要する経費について別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第10 特例措置

市長は、市の分譲地を新たに購入し、事業を行おうとする事業主体に対し、その経費について別に定めるところにより補助金を加算し交付するものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第4関係）

市産木材伐採確認書

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

様

大洲市菅田町菅田甲1954-42
大洲喜多地産地消の家づくり協議会
会長

下記のとおり大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業実施要領第4に基づき大洲市内で伐採されたことを確認いたします。

記

- 1 伐採箇所
- 2 伐採年月日
- 3 伐採内容

規 格		ス ギ		ヒ ノ キ		その他（ ）	
長 さ (m)	径 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	本 数 (本)	材 積 (m ³)
計							

(注1) 材積は、m³単位とし、算出された数値に小数第3位に満たない端数があるときは、小数第4位を四捨五入すること。

(注2) その他については、（ ）内に具体的な樹種名を記入すること。

様式第2号 (第4関係)

南予産木材購入証明書

年 月 日

所在地

製材業者名

代表者職氏名

様

所在地

原木市場名

代表者職氏名

⑩

電話番号 () -

下記のとおり大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業実施要領第4に基づき南予産木材を購入したことを証明します。

記

1 市 日

平成 年 月 日 (第 回市)

2 購入内容

規 格		ス ギ		ヒ ノ キ		その他 ()	
長 さ (m)	径 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	本 数 (本)	材 積 (m ³)
計							

(注1) 材積は、m³単位とし、算出された数値に小数第3位に満たない端数があるときは、小数第4位を四捨五入すること。

(注2) その他については、()内に具体的な樹種名を記入すること。

市産材納品証明書

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

様

所在地
製材業者名
代表者職氏名
電話番号 () -

印

下記のとおり大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業実施要領第4に基づき市産材を納品したことを証明します。

記

1 納品住宅

- (1) 建設地
- (2) 建設主

2 納品状況

主 要 部 材	部 材 名	市産材 (m ³)	市産材以外 (m ³)	合計(m ³)	市産材 使用率(%)
	土台・大引・根太				
	柱 (通柱・管柱・間柱)				
	桁・梁 ・筋かい				
	小屋束・棟木 ・母屋・垂木				
	計				
その他					
合計					

(注1) 材積は、m³単位とし、算出された数値に小数第4位に満たない端数があるときは、小数第5位を四捨五入すること。

(注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に小数第1位に満たない端数があるときは、小数第2位を四捨五入すること。

様式第4号 (第5関係)

市産材木造住宅建築証明書

年 月 日

様

所在地

名称

代表者職氏名

⑩

電話番号 () -

下記住宅は、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業実施要領第5に基づき、市産材を使用した在来工法による木造住宅であることを証明します。

記

建設地	
建設主	
木材使用量(A)	
市産材使用量(B)	
市産材使用率(B/A)	
建設又は購入契約日	
建設着工年月日	
建設完了年月日	

(注1) 材積は、 m^3 単位とし、算出された数値に小数第4位に満たない端数があるときは、小数第5位を四捨五入すること。

(注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に小数第1位に満たない端数があるときは、小数第2位を四捨五入すること。

様式第5号（第8関係）

年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業検査調書

年 月 日

大洲市長 様

検査員 所 属
職・氏名

完成検査を別紙復命書のとおり実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

年 月 日に関係書類を審査した結果、本事業について、補助金 _____ 円
の交付は、適当と認めます。

様式第6号 (第8関係)

年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業検査復命書

年 月 日

大洲市長 様

検査員 所 属
職・氏名

年 月 日次のとおり完成検査を終わりましたから、関係書類を添えて復命します。

記

検査対象事業	事業主体	住 所	
		氏 名	
	建設場所		
	居住の有無		
	木材使用量(A)		
	市産材使用量(B)		
	市産材使用率(B/A)		
	補助金交付決定	年 月 日	
		金 額	
	建設又は購入契約年月日		
	事業着工年月日		
	事業完了年月日		
	適 否		